

「官報電子化の基本的考え方（案）」等についての意見書

2023年（令和5年）7月26日

日本弁護士連合会

内閣府が、2023年7月14日付けで行っている「官報電子化の基本的考え方（案）」（以下「報告書案」という。）の意見募集に関して、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。

1 プライバシーへの配慮

官報掲載事項には多種多様なものがある。法令の公布等のように広く一般国民への周知を目的とするものばかりではなく、所在等が不明な者への通知手段のための公示・公告や、利害関係人への告知のための公告も行われる。相続財産清算人選任の公告や失踪宣告の公告など、個人の住所・氏名等の個人情報が記載されるものも多く、破産公告等のようにセンシティブな情報も掲載されるため、これらの個人情報をそのままインターネットで公開することの問題点と、とるべき対策等についても、十分に検討しなければならない。

したがって、プライバシーへの配慮のための対策は、報告書案の「官報電子化に伴い生じ得る課題への対応」（第4章）の中で真正面から取り上げるべき問題であり、第4章では、サイバー攻撃や通信障害への対策とともにプライバシーの問題についても項目を定め、次に述べる「技術の活用」等に関し詳細に言及すべきである。

2 技術の活用（WEBスクレイピング対策）

報告書案は「電子官報の閲覧」に関し「適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとること」を求めているが（報告書案61頁）、不十分であり、より具体化すべきである。

現在のインターネット版官報では、プライバシーへの配慮のために、主要検索エンジンの検索対象からウェブサイトを外すよう設定し、「法令」を除く記事を画像処理するなどの施策を行っているところ、今後、電子化された官報についても最低限この程度の配慮は必要不可欠であることを明記すべきである。

また、これらの施策は「新・破産者マップ」のように官報に掲載された個人情報を違法に拡散するウェブサイトへの対策にはなり得ていないことを踏まえて、さらに抜本的な対策も必要である。この点、当連合会は「公告された破産者情報を含む「本人が破産、民事再生その他の倒産事件に関する手続を行ったこと」に

関する情報の拡散を防止する措置を求める意見書」(2020年7月16日)で、プログラム等による自動取得を防止する技術的措置を講ずることを求めている。

単に禁止事項等や注意喚起をホームページに掲載する(報告書案61頁)だけではなく、より実効的な対策として、破産公告等のセンシティブ情報については、かかる技術的措置(1つのIPアドレスから定期的または短期間に膨大な数のリクエストが送信されたときはブロックする、情報を閲覧するために特定の画像や文字列を選択させる(キャプチャ)、ログインした後にのみ情報を表示するなど、WEBスクレイピングを防止するための措置)を講じることを報告書案に明記すべきである。

3 閲覧・頒布期間等

報告書案(61頁)で指摘されているとおり、全ての記事について閲覧・頒布期間を永続的にすることは、プライバシーへの配慮の観点から好ましくない。

この点、報告書案(63頁)は、「具体的な閲覧・頒布期間については、国民が官報の情報を受けるための合理的な期間を下らない範囲において、適時適切に定められるようにすることが妥当であると考えられる。」とするが、所在等が不明な者への通知手段のための公示・公告や利害関係人への告知のための公告については、広く「国民」がではなく「当該通知を受けるべき者」又は「利害関係人」が情報提供を受けるために必要な期間を基準に考えるべきである。他方で、当該事実について、プライバシーへの配慮のために閲覧・頒布の期間を限定すべき必要性の程度等も考慮した上で、具体的な閲覧・頒布期間を検討すべきである。

4 閲覧・頒布期間終了後の情報提供

報告書案(64頁)は「閲覧・頒布期間終了後に継続して行う情報提供」について検討を進めるとするが、少なくとも破産公告等のセンシティブ情報については、すでに公告の本来の目的を終えているにもかかわらず、広く一般に情報提供することは相当でないから、かかる情報提供は、当該事実について一定の利害関係を有する者が利害関係の存在と情報提供の必要性を疎明した場合に限定するか、あるいは個人情報削除した形で行うべきである。国立印刷局が業務として行う情報提供(官報情報検索サービス)についても「過去の官報に掲載された個人情報の検索・利活用への一定の制約」(報告書案65頁)として、同様の措置を講ずるべきである。

5 その他

以上のように当連合会としては官報の電子化においてもプライバシーへの配慮等を強く求めるものである。他方で官報は、法令や法的効果を生じさせる告示・公告等が掲載され、その掲載日が重要な意味を持つことがある。サイバー攻撃や

通信障害等の場合の電子官報が発行できない場合の代替措置について十分な対策とその周知を求める。

以上